

附 則
この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 24 号

熊本県人事委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
熊本県人事委員会に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年熊本県規則第 4 号）の規定の例による。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 3 月 1 日から適用する。

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会告示第 2 号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和 32 年熊本県人事委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 中「農林漁業改良普及実績簿」を「農林漁業普及指導実績簿」に、「熊本県職員の農林漁業改良普及手当に関する規則」を「熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則」に改める。

第 9 条第 5 号中「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改める。

第 13 条第 6 号中「及び農林漁業改良普及手当等」を「、農林漁業普及指導手当等」に改める。

第 17 条第 1 項第 20 号中「農林漁改手当」を「農林漁普手当」に、「農林漁業改良普及手当」を「農林漁業普及指導手当」に改め、同項第 37 号中「第 25 号」を「第 26 号」に改める。

別記第 3 号様式中「農林漁改手当」を「農林漁普手当」に改める。

附 則
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会人事相談所設置規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会告示第 3 号

熊本県人事委員会人事相談所設置規程を廃止する規程
熊本県人事委員会人事相談所設置規程（昭和 27 年熊本県人事委員会告示第 1 号）は、廃止する。

附 則
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 17 年 3 月 24 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会訓令第 4 号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する規程
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和 58 年熊本県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「第 14 項第 3 号及び」を削り、同表の 9 の項の次に次のように加える。

10 苦情相談に関する事務	1 熊本県職員の苦情相談に関する規則（平成 17 年熊本県人事委員会規則第 20 号）第 3 条の規定に基づく指名、第 4 条の規定に基づく事案の処理、第 5 条の規定に基づく調査及び第 6 条の規定に基づく報告に関すること。
11 業務の状況の報告に関する事務	1 熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年熊本県条例第 56 号）第 4 条の規定に基づく報告に関すること。

附 則
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。